

## 平成 21 年度第 8 回税制調査会

日 時：平成 21 年 11 月 17 日（火）17 時 30 分～

場 所：合同庁舎第 4 号館 11 階 共用第 1 特別会議室

### ○峰崎財務副大臣

どうも皆さん、お疲れ様でございます。ただいまから第 8 回「税制調査会」を開会いたします。

本日から、いよいよ平成 22 年度税制改正の本格審議に入るわけであり、国会開会中のため、連日遅い時間の会議となりますが、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

本日は、先週の企画委員会と総務、財務共催の政策会議について報告した上で、主要事項の論議を行いたいと思います。

主要事項は、お配りしている総理の諮問文におおむね沿った形で取り上げておりますが、本日はこのうち、個人所得課税、資産課税、法人課税、国際課税、市民公益税制、寄附税制ですね。これらについて審議を行いたいと思います。

まず、藤井会長、原口会長代行よりごあいさつをいただきます。

### ○藤井財務大臣

皆さん、今までも既に濃密に議論していただいたように承知しておりまして、ありがとうございます。しかも今日からいよいよ本格的審議であり、今日、明日が夕方というか、夜ですね。5 時半からということで、大変皆さんお忙しい中にこうやって集まっていたいてありがとうございます。

何も言うことはありませんけれども、行政刷新会議のように頑張っておりますので、こちらも頑張らしようという話ですから、そして、私は一言で言えば、良識ある国民はどう考えるかと、それだけだと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

ありがとうございます。

### ○峰崎財務副大臣

では、原口会長代行、ごあいさつをお願いします。

### ○原口総務大臣

皆さん、御苦労様でございます。もう藤井大臣がお話しになったことに尽きます。国の形そのものを私たちは変えるんだと。それを税の面でどういうふうに変えるんだということで、私たちの成長戦略はマニフェストの中にはっきりと表われております。藤井大臣がよくお話しなりますが、大規模公共投資の時代は終わりました。大規模公共投資から地域経済に、福祉経済に、人に対する投資に、それを支える税制というのはどうあるべきか、ということで、私たちは議論を構築していきたいと思っております。

少しショッキングなことを言います。30 年後日本は GDP で、世界の 8 番目にも入

っていない。このような自公政権が1%成長もいかない経済停滞を生みました。この経済停滞を脱して、国民に安心ときずなと豊かさをしっかりと実感していただくためにはどんな税制がいいのか。皆さんと一緒に、この基本を踏まえた上で、しっかりと議論をし、くみ上げていきたいと考えております。

私たちは成長する国です。私たちは伸びる国です。私たちは世界をリードする国です。貧困や飢餓や、あるいは暴力と闘うために、私たちの国だけでなく、世界に向けてリードする、そういう税制、しっかりと議論をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○峰崎財務副大臣

それでは、カメラさん、よろしくお願いいたします。

(カメラ退室)

○峰崎財務副大臣

先週、企画委員会が開催されまして、それについて御報告を申し上げたいと思っております。

企画委員会では、今後の審議の進め方、平成22年度税制改正の検討項目、租特PT報告について議論を行いましたので、その内容についてここに既に連絡をしたとおりであります。

また、全体会合で以前御質問がございました。たしか、山田副大臣の方から質問がありました税調における意思決定の方法。これは増子さんだったですかね。企画委員会の役割ということについて、先週の企画委員会で議論を行いました。

この点については、税調の設置に関する閣議決定、これは9月29日に行われたわけですが、この中で、企画委員会は、運営その他の重要な事項を審議するものとされていますので、企画委員会の役割は、全体会合における意見集約について、実質的な指導力、調整力を発揮するものだという点では一致をいたしております。

このため、税調における意思決定の方法については、まず、第1番目に税制調査会としての意思決定に当たっては、全体会合における委員のコンセンサスが得られるよう最大限の努力を行うことといたします。そのために汗をかきたいと思っております。

ただし、2点目ですが、それでも議論がまとまらない場合には企画委員会において議論を行い、会長及び会長代行が協議の上、決するという点についてはどうか、こういう意見集約をしたところがございます。この点についてまた御意見があれば伺いしたいと思っておりますが、この間、いろいろなやりとりを税制調査会のメンバー、関係者との間でやりとりが行われることは、言うまでもありません。

また、先週11日に、総務省、財務省共催で税制全般についての政策会議を開催いたしまして、これまでの税調における審議状況等についての説明を行いました。

これについては、議事要旨を配付しておりますので、御参照いただければ幸いです。

私の目の子算で、議員の出席数がおおよそ約 65 名程度、秘書の皆さん方を合わせると、大体 100 名とちょっと切るくらいの出席でございました。これらの点については御質問があれば、どなたでもお受けしたいと思いますので、租特については、後ほど議論に時間を取りたいと思いますが、以上、申し上げた点について、何か御質問があればお受けしたいと思います。

増子副大臣、どうぞ。

○増子経済産業副大臣

今日まで御苦勞様でございました。敬意を表したいと思います。

今の意思決定について再度確認をさせていただきたいと思います。コンセンサスを得られるために最大限の汗をおかきになると、大変ありがたいことでございます。

そこで合意が得られれば、それで結構なことでございます。しかし、それが得られないときには、企画委員会及び会長、副会長で協議をして決定をするというふうに理解をしてよろしいのでしょうか。

○峰崎財務副大臣

勿論、企画委員会に持ち上げて議論をいたします。企画委員会のメンバーは、御存じのとおり総務省、今日は内閣府の古川副大臣もおみえになっていますが、財務省、そして国民新党、社民党、この方々を中心にして 3 大臣が参加されております。

そこで議論をして、こういう方向でいこうではないかというふうにしても、またもう一遍フィードバックすることは、十分あり得るわけでございます。了解を取りながらやっていくんですが、どうしても最後にまとまらない。まとめなければいけないのに結論が出ないというときは、もう 3 大臣に委ねようということございまして、藤井会長の下で、その点を意思決定してもらおう。こういう扱いにさせていただきたいということですが、いかがでしょうか。

○増子経済産業副大臣

私は、できればこの税調の中で、最終的には決定していただくことが本来の姿ではないのかなと思います。勿論 3 大臣を信頼しながら、また、座長を始め、それぞれの関係の皆さんにも十分信頼を寄せて今日まで議論してまいりましたし、これまでもそういう前提で議論をして、コンセンサスが得られるような形でやっていくつもりであります。

しかし、ものによっては、どうしてもまとまらないというものを、3 大臣に一任するという点について、現時点で私はまだ十分納得をいたしておりませんので、できましたら、この総会で、やはり最後に諮っていただいて、多数決なのか、全会一致が好ましいならば、もっとはっきり申し上げますと、それに反対の方は、例えば退席をするとか、そういうことも含めてもう少し御検討いただければ大変ありがたいということでございますので、今日ここで、はいわかりましたということでない形で、考えを申し上げさせていただきたいと思います。

以上です。

○峰崎財務副大臣

そのほかの皆さん、これは割と重要なことなので、御意見があればお伺いしたいと思います。

山田副大臣、どうぞ。

○山田農林水産副大臣

私も増子さんと同じような意見です。

○峰崎財務副大臣

お二人から、あくまでも最終的には税制調査会の決定であることは間違いないんですが、その決定に至るプロセスの問題ですので、また、今の御意見を含めて企画委員会等でもお話をし、また結論が出れば申し上げたいと思いますので、引き取らせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。十分今度は検討してみたいと思います。

それ以外にはございませんでしょうか。

次回の総務及び財務の合同の会合は、来週の金曜日ぐらいと考えておりますが、また是非多くの仲間の御参集をお願いしたいと思っております。

それでは、租特P Tの報告に移りたいと思います。企画委員会では、租特P Tの報告案についても議論がかなり活発に行われました。終了後、租税特別措置の見直しに関する基本方針案などを各委員にお配りをし、要望の再検討、絞り込みをお願いしました。

また、これに基づく要望項目の評価結果については、昨日16日各府省にお配りいたしました。いわゆる0次査定と言っているものでございますが、これと合わせて要望項目には含まれていないものの、平成22年度税制改正での実施を検討している適正化措置に関する資料も、各府省にお配りをいたしました。お手元にお配りしておりますが、この資料について、明日御説明をしたいと思っております。

これらの措置は、適正な課税を推進する観点から、22年度の改正を検討するものでありますが、この適正化措置は毎年行うべきものであり、これで終わりというものではありません。当然のことながら来年以降も取り組んでいくということになりますが、その際には特に租税特別措置のうち期限の定めのない措置の本格的な見直しに取り組んでまいりたいと思っております。

要望項目の評価結果については、お配りしております記号の説明というのがございますが、Aは要望を認める。Bは要件等の要望内容の見直しが適切にできれば認めることができる。Cは要望内容の抜本的な見直しができなければ認められない。Dは認められない。Eは内容が未確定という形で整理をしております。A以外の評価となった項目や、要望項目にない適正化措置については、随時調整チーム、これは財務省で言いますと、古本政務官、そして総務省で言いますと、小川政務官が中心になってこ

のチームの協議をお願いするわけでありますが、この必要な事項があれば、11月19日の木曜日までに各府省から、国税については財務省、地方税については総務省、それぞれ協議の申し入れを行うようお願いを申し上げたいと思います。

19日木曜日からは要望項目、いわゆる租特ですね。この要望項目の、集中審議に入ります。そこではDの評価となった項目を中心に、特に重要なものについては皆さんから御意見をいただき、政治レベルでの議論をさせていただくことになると思います。ただし、技術的な問題も多くありますので、税調での議論と同時並行的に随時調整チーム、先ほど申し上げたチームでございますが、個々の要望項目の争点整理にも取り組んでいきたいと考えております。このようなプロセスの中で、個々の要望項目の決着を図っていくことにしたいと思います。

それでは、古本、小川両政務官から租特PTの報告について簡潔に説明をしていただきたいと思います。

それでは、古本政務官、お願いします。

○古本財務大臣政務官

政務官の古本でございます。

お手元に、報告という縦紙が入っております。ごらんをいただきたいと思います。

これまで、租特のPTといたしまして、累次にわたって議論をしてまいりました。ここに御報告をいたします。

総理からちょうだいした諮問によれば、既得権を一掃して納税者の視点に立って公平でわかりやすい仕組みを目指すべきであると、特に、租特については、思い切ってゼロベースから見直すべきではなかろうかと、こういった諮問をいただいているわけでございます。

これを踏まえまして、適用実態を明確にすることをどのようにすればいいのだろうか。そして、租特の見直しに関する基本的な考え方について、どのように整理をしていこうか、このようなことを中心に議論してまいりました。

結果は、本日ここに御報告申し上げます。租特の透明化法案（仮称）の骨子案並びに租特の見直しに関する基本方針（案）ということでお付けをさせていただきます。

なお、基本方針につきましては、既にそれぞれの府省庁につきましては、昨日、直接お会いできた副大臣あるいはお留守の副大臣には、少し置いて帰ったということの非礼をお許しいただきながら、昨日ざっと回らせていただきました。

その御議論をいただくに当たって6つのテストというものを行ってみました。これにつきましては、添付いたしております報告の資料で申し上げますところの、8ページ、別添というものでございます。こちらにつきましても議論のポイントになるわけでありまして、併せて、1番～6番までのそれぞれの項目が理にかなっているのかどうか、それぞれ委員の皆様の御意見の分かれるところがあるかもしれません。

この6つのポイントに沿って、まずはふるいにかけてさせていただいた、0次査定と

いうふうに呼んでおりますけれども、このことについては是非今後の御議論にさせていただきたいと思っております。

なお、具体の議論につきましては、今、随時チームということがございましたけれども、お互い政治家です。それぞれいろんな思いがあって、このたびの議論に至っておりますので、是非、小川政務官と手分けして、それぞれ大臣政務官、各省の皆様と今後議論をさせていただきたいと、このように思っています。

一方、租特の透明化法案の骨子案でございますけれども、こちらにつきましては、具体的には租特の適用の実態を透明化するための仕組みといたしまして、適用額の明細書を求めてまいりたいと思っております。これが1つの柱でございます。

2つ目の柱が、そうした調査の結果を、これは財務大臣が調査をかけ、そして国会に報告をするというしつらえにしたいと考えてございます。

3つ目の柱が、実は国会報告の内容につきまして、個別・個社の企業名を公表するかどうかということが、かつての民主党が参議院3法でかけた法律での議論が分かれたところでございまして、当時の与党側、今の野党の皆様からも御意見のあったところございまして、実は本日提案をしております透明化法案の案、資料で申しますと、4ページに出ておりますけれども、4ページの5番、国会への報告等というところございまして、こちらの2行目、3行目に書いてございますように、個社名の公表の賛否については両論併記としておりますので、是非、本日、委員の皆さんから御意見をいただければありがたいと思っております。

地方税の方は、小川政務官です。

○小川総務大臣政務官

地方税の方を補足させていただきます。資料の5ページでございます。

租特の透明化にかかる地方税の対応につきましては、今回、法人関係2税がやはり同様に、減収額等を追跡することが可能です。国税の資料をいただいた上で、影響額を推計し、国会に報告するという段取りで進めさせていただきたいと思えます。

更におめくりいただきまして、今度は特例措置の見直しに関する基本方針、9ページ、別紙の4でございます。

見直しの方針については、国税同様、合理性、有効性、相当性の観点から見直しをさせていただき、併せて下でございますとおり、長期にわたる10年超、100件、1億、そういった観点からも見直しをさせていただいております。

更に、最後の(3)でございますが、経過年数に応じて段階的に特例措置を縮減していく仕組みの導入についても、来年度、是非検討させていただきたいと思っております。

判定につきましては、既に各省のお手元に、お手渡しさせていただいておりますので、これから具体的な議論をさせていただきたいと思えます。

以上です。

○峰崎財務副大臣

以上の点について、何か御質問があれば、どなたからでも結構でございます。  
どうぞ。

○大塚内閣府副大臣

租特透明化法案、先ほど4ページの両論併記となったところですが、もう少しその経緯を御説明いただけますか。

○峰崎財務副大臣

政務官、どうぞ。

○古本財務大臣政務官

政務官の古本です。この議論の始まりは、言わば租特というのは隠れた補助金であるというアプローチで議論をいただいたと認識しています。

その際に、幾つかの論点が改めて議論が交わされたわけなんですけれども、1つには、実は補助金というのは必ずしもすべてが、最終的なエンドの受取人にまで至るまで、例えばトップ10とか、トップ20のごとく公開されているわけではない。各省が個別に契約している契約については比較的オープンになっているという、既に公表もしているという事実も付された上で、あくまでも補助金についてというのは一体どこまで、言わばトレーサビリティがあるのかという議論がありました。

もっと言うならば、この補助金との並びだと、隠れ補助金だということに断じるのであれば、少なくとも補助金についても同様に何か公開をしていくということにならないと、イコールフットィングにはなりにくいんじゃないかという議論があります。これは、1つの話だと思います。

一方で、ここの場にも日商、商工会議所、あるいは経団連の皆さんもいらっしゃって意見を聴取したわけでありましてけれども、改めて租特PTにおいて、個別の個社名の公開については意見を伺いました。

その中で、特に中小でいらっしゃる日商の皆様の強い御要望として、仮に公開することになると、親会社からの値引き交渉の材料にされてしまう。こんなに租特でおまけをしてもらっているのかと、これは是非下げてもらいたい。これは中小からございました。

そうしますと、一方で悩ましいのが、中小は引き続き秘匿して、大企業だけ公開するという理屈が果たして成り立つのだろうか。その議論の際に、例の法人税の長者番付ということが既に公開をしなくなっています。個人の所得番付については、いろんな事件に結び付いたこともあった等々から公開しなくなった。法人についても一定の判断があって公開しなくなっている中で、そことの平仄が一致するのであるかということの議論もございました。

他方、こういったことをオープンすることによって企業の競争力が低下するんじゃないか、特に研究開発などでの減税に入っていることについては、何も世界に白日の

下にさらす必要はないのではないかという御議論もあって、既にアニュアル・レポート等でも分析すれば、そのことが見えるわけで心配がないという御議論も、実は先の参議院の議論ではあったんですけども、実は詳細に検証したところ、確かに試験研究費ということで計上されている部分ということはわかるんですけども、そのことがすべて公開するに足るといふ材料にはなかなか至らないのではなかろうか等々、ネガティブな要素を申し上げると、そういった御議論があったということでございます。

○峰崎財務副大臣

ネガティブの話しか出ませんので、アクティブなところも言わないとまずいので、これは我々がずっと議論してきた経過もよく御存じのように、いわゆる租税特別措置と言われるものの大半というのは、やはりもうかっている企業に対して、更におまけを付けるということで、本当にこれは、税の公平性という観点からすると、大変問題がある仕組みだと思っております。だから、その公平性を乗り越えてなおかつ必要があるということが立証されないと、その立証度が非常に弱いということが、今までずっと我々が指摘をしてまいりました。

それと同時に、こういうものは、個別企業が実はこれを選択していくわけですから、その場合に社会に対する大変大きな税を、恩典があるということは、やはり企業として場合によってそれが公開されるということについても、これは中小企業の何百万というところまでやれと言っているのではなくて、やはり大きな大企業の皆さん方は、社会に対してやはり説明責任というものはあるのではないだろうか、こういうことで実は我々はやってまいりました。

もっと言えば、ここは政官業の癒着の構図もやはり切り込んでいくという視点が、非常に我々は持っていたわけでありまして、それらの点について、そうは言ってもこういう問題があるということで、2つの議論が並行して今日まで来ているということでございますので、今日はできれば、4ページ目の2つの両論併記になってはいますが、少し議論をいただいて、結論的な方向を得られればと思っております。

どうぞ。

○大塚内閣府副大臣

せっかく財務大臣もいらっしゃるので、ちょっと青くさい話をさせていただきたいんですが、ここは勿論税調ではあるんですが、私個人の認識ですが、税を集めてそれを使うと、歳入権と歳出権が国家権力の源泉であると思っておりますので、恐らく新政権の仲間の皆様方は、我が国が必ずしもうまくいっていないという認識があたりだからこうして政権交代を起こしたわけで、うまくいっていないとすれば、国家権力の源泉である歳入権と歳出権が適正に行使されていない、ないしは、制御できていないということではないかと思っております。

そういう観点で、実は最近の事業仕分け、歳出の方の今の大改革を見ていると、私は、事業仕分けは賛成なんです。ところが、私の身の回りでも仕分けの対象になっ



ていないけれども、とんでもない歳出が具体的に幾つも行われていることを知っています。

そうやって考えてみると、仕分けにかかっているものと、かかっていないもので大変なアンフェアが生じていて、そのところは、ちゃんと対応しなくては行けないと、政権発足して2か月の率直な印象でございます。

先ほど御説明いただいた8ページの合理性、有効性、相当性という非常にいい基準を、こうして整理していただいたんですが、これは実は歳入権サイドだけではなくて、歳出についても全く同じことが言えるわけでありまして、何となく今の御説明を聞くにつけ、最終的にどういう方針でいくかどうかは別にして、公開を前提とせず、まず徹底的に、トレースをするということを歳入サイドだけでなく、歳出に含めて、時間をかけてというところですが、来年度のこの議論に向けて、再度の議論に向けて1回やるべきではないか。

実態を調査するのはいいんですが、した結果どういうものかということ、一度政府内で共有をして、それを公開することがいいか、悪いかという議論をしてはどうか。

これは歳出も同じなんです。先ほど申し上げましたように、私の身の回りで知っているものでも、非常に腹立たしい歳出もいっぱいあるんですが、少額だから、少額といっても数千万とか、数億というものです。これが結局見逃されているわけです。

そういうふうに考えますと、歳出も含めて、最終的なステークホルダーや便益を享受している人はだれなのかということ、トレースするというところについては、何かきちっとした判断基準を決めた方が政権に対する信頼性が増すのではないかと、これは本当に青くさい議論で恐縮でございますが、根幹だと思しますので、あえて発言をさせていただきました。

○峰崎財務副大臣

どうぞ。

○古川内閣府副大臣

大塚副大臣、少し誤解をされているところがあるのかなと、行政刷新会議担当の副大臣にちょっと申し上げたいと思いますけれども、そもそも事業仕分けに選んだ、選ばないというのは、何か特別な意図があって、これは選び、これは外したとか、そういうことではありませんし、また、ここのところをちょっと誤解をされているんですけれども、事業仕分けに選ばれたら、何か問題があるから選ばれたと、選ばれていないのは問題がないとか、そういうものではそもそもないというところを、まず、ここはちょうどいい機会ですので、皆さん共有していただきたい。

ですから、仕分けの対象は、これはたくさんある事業の中から、限られた時間の中で、第1回目のやるものとしては、今回このようなところを選びましょうということ、選んだということであって、選ばれたものが、マスコミの報道などでは、また、皆さんも今の副大臣のように、何か選ばれたものが問題があって選ばれていなかった

たものを見逃されているというふうな思いがあらわれるかもしれませんが、あくまでこれは限られた中で、言わばサンプル調査的に選んだという形でございますから、選ばれた、選ばれていないものに、何か見逃したとか、これは意図的にこれを選んだとか、そういうわけではないというところは、まず、御認識いただきたいと思います。

その上で、今回事業仕分けをやってくる中で、いわゆる横ぐしでこれから私たちが行政刷新会議の中で、ワーキンググループはあくまで皆さんの外の目とかを入れていただいて、評価をしていただきました。その議論の中で出てきたものを、それを今度は横ぐして、同じような問題点があるのではないかと、そういうものをお示しさせていただきます。

それを、まさに各省に入っていらっしゃる政務三役の方が中心になって、今回の仕分けに入らなかったところを含めて、そういう視点でもう一度、今、上がってきている、皆さん方がそれぞれの各省から上げていただいた予算を、それぞれの項目を見ていただいて、そういう視点でもう一度、本当にこれが今のままでいいのかどうかの確認をしていただく、そういう材料を提供するというところでございますので、その点を是非御理解をいただきたいと思います。

○峰崎財務副大臣

行政刷新会議の中身は、ここのテーマではないので、租特見直しのところの基準、今、大塚さんが出された6項目は、まだこれでも抽象的かもしれませんが、これに基づいて0次査定が出てきているということで、基準を理解していただけるかどうかということは、後で決を取るんですが、かなり時間が経っていますけれども、内閣府副大臣、どうぞ。

○大塚内閣府副大臣

まず、刷新会議の場ではないですが、誤解のないように、私はもっと徹底して、全部やるぐらいでいいのではないかとという思いで申し上げているので、決して古川さんと思いは違いませんし、方向は一緒ですから。

その上で、峰崎会長代理に申し上げたいんですが、刷新会議の場ではないとおっしゃいますけれども、しかし、歳入権と歳出権が国家権力の源泉で、歳入権サイドで起きていることは、さっき古本さんがおっしゃったように、歳出の方で起きている補助金とイコールフットィングの議論なんです。これは税調だから、勿論歳入のサイドだけを決めればいい話なんです、その際に持ち込んだ判断基準というものは、歳出サイドにも同様に適用していくというのがあるべき姿ではないかということで、あえて申し上げさせていただいたわけで、是非趣旨は御理解いただければと思います。

○峰崎財務副大臣

増子副大臣、どうぞ。

○増子経済産業副大臣

基本的に、税というものを私自身も精神論であえて語らせていただくとするならば、

税金というのは、国民にせよ、企業にせよ、徴収して奪い取るものではないということなんだと思うんです。国民や企業の皆さんに納めてもらう、預けさせていただいて、それを無駄なく、正しく、ごまかさずに使う、この原点がなければいけないというふうに考えているんです。

いかにも徴収する、召し上げる、こういう考え方ではないという一番基本的なことを、この税の論議をするときに、私たちは失ってはいけないだろうと、まず精神論で大変申し訳ありませんが、そこからひとつお話を申し上げたいと思います。

そういう中で、この税というものを決めるときに、この租特透明化法案、まさに透明度は大変重要です。我々は選挙前から、政権を取る前から、この部分は十分話してきたことですから、透明化をするなということではなくて、できるだけ透明化を図るべきだということは当然のことです。

その中で、先ほど峰崎座長が、儲かっている企業に更におまけを上げるような話をされましたけれども、企業は利益を出さなければいけないんです。利益を出したことによって、更に活力が出てくるんです。ですから、儲けることが悪ではないんです。儲けることに更におまけを付けるような租特はだめなことは当然です。租特というのは、租特そのものが悪いのではなくて、租特を道具として使って権力的な行為をしてきた今までの政権が問題であって、租特がすべて悪いわけではないという考え方を持っています。その中で透明性をどう高めていくかということになってくると思うんです。

そこで申し上げたいことは、今回の租特透明化法案の中でも、多分いろんなことが議論されたと思うんです。先ほど古本政務官からも、幾つかの中小企業の考え方や大企業の考え方があったと思うんです。しかし、これは両論併記の中で、全面的に公開したときに、先ほどもお話がありましたが、競争力が損なわれないのか。あるいは企業のそれぞれの営業的な活動に大きな支障を来さないのか。この観点もしっかりと考えていかないと、企業の活力なり、企業の活動というのはすごく削がれるんです。ですから、そこをもう少ししっかりと考えてほしいということ。

もう一つには、公開するに当たっても、完全に企業名を全部出すという形ではなくて、匿名でその企業と断定できない形の中で、何らかの方法ができないものかという考え方もあるのではないかという視点も是非持っていただきたいと思うんです。

それから、外国の例を見れば、この公開をしているという例はほとんどないと思うんです。1つあるのかどうかわかりませんが、外国の例ではほとんどないと認識しておりますので、そういう点も考えて、もう少しこの租特透明化法案については、両論併記の中で、細かいところはこれからまたいろいろお話をさせていただきますが、全体的な考え方として、そういう点も踏まえてこれから是非議論をさせていただきたいということをあえて申し上げさせていただきます。

○峰崎財務副大臣

どうぞ。これを最後にします。

○中川文部科学副大臣

提案です。原則公開にして、支障のあるのは租特を組むときに、これは公開ではありませんよという形にしたり、あるいは公開度を調整したりということで、租特を組むときに、そのように工夫をしたらいいということだと思えます。ゼロサムゲームで議論すると、いつまで経っても到着するところがないように思います。

○峰崎財務副大臣

たくさん出されたんですけども、今の御提案を受けて、例えば省令事項で落として、その仕方については別途検討するという形でやることもあり得るし、また今おっしゃったように、個社名ではなくて匿名でやることも十分可能になってまいりますので、そういった点を含めて、もう一回修文を任せていただければと思いますが、よろしゅうございますか。

どうぞ。

○小川総務大臣政務官

今、大塚副大臣の御意見、すごく興味深く拝聴してはいたんですが、租特PTであれだけ議論しながら両論併記になっていることを、まずお詫びを申し上げたい気持ちです。本来、ある種の結論と。ただ、古本政務官がおっしゃったようないろんな実務的な問題があります。ただ、それに加えて、一つ事実として押さえさせていただきたいのは、我々が野党時代にまとめた租特透明化法案は、個社名、影響額を個別に公表するんだというところから入っているわけです。これは、私たち全員に責任があります。ですから、その両者の中間点という意味では、やはり公開に向けてどういう検討をするのか、それに当たってはまず実態調査をやって、将来的には公開の旗を降ろさない、それは勿論いろんな影響を見ながらということも一つあっていいのかと思ひながら拝聴しておりました。

○大塚内閣府副大臣

30秒で。だから私の提案は、具体的には徹底的に調査するんだけど、公開を前提としないで、まず実態を知らないことには適否の判断もできないということを申し上げました。

○峰崎財務副大臣

どうぞ。

○渡辺総務副大臣

いろんな議論の中で、私は公開をすべきだという立場なんです。それは今、小川政務官が言ったように、透明化法と名を付けて、野党時代に提案してきたものが、政権を取ったら後退したというイメージになるのは政権にとっても非常によろしくないことだろうと思います。これは政治的ないろいろな判断もありまして、なかなか結論が出なかったんですけども、ただ、大塚さんのおっしゃることも、増子さんのおっし

やることも、皆もつともだと思えます。

そういう葛藤があったことを、是非御理解いただきたいと思えます。

○峰崎財務副大臣

ということで、葛藤がありながら、まだ依然として、また、会長、会長代行等と相談をさせていただいて、提起をさせていただきます。

少し時間が押しておりますが、いかがでしょうか。この6つのテストを含めて、租特の在り方は、これで0次査定をやらせていただきましたけれども、一応御承認いただければと思うんですが、いかがでしょうか。

(「はい」と声あり)

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。

それでは、資料が漏れておりましたので、今、配付をさせます。11月10日に企画委員会でもとりまとめました、平成22年度税制改正の検討項目が漏れたようなので、これがないと話になりませんので、お配りを申し上げます。

今、配っている最中ですが、個人所得課税、資産課税についての議論に入りたいと思えます。平成22年度の項目の中にある項目でございまして、その2つの個人所得課税、資産課税について、古本、小川両政務官から問題提起をさせていただきたいと思えます。

まず、古本政務官、よろしくお願ひします。

○古本財務大臣政務官

それでは、過日の企画委員会で、主要事項として御確認いただいた紙を今お配りをしております。個人所得課税をまず申し上げます。A4の横書きの紙が入っておりますので、併せてごらんをいただきながら、そして、アタッチしてあります個人所得課税の資料というものも入っておりますので、適宜ごらんをいただきたいと思えます。

まず、個人所得課税につきましても、累次の改正によりまして税率の引下げを重ねてまいりました。その結果、適用範囲、いわゆるブラケットの拡大が行われ、結果として課税最低限の引き上げが行われてまいりました。現在、いわゆる4人家族で、お子さんが、大学生、中学生の2人いる御家庭で言えば、課税最低限は325万円ということになってございます。このことが、所得の再分配機能、あるいは財源調達機能が低下しているという問題意識に立っておりまして、相対的に高所得者に有利な所得控除からいわゆる税額控除あるいは手当などへ切り換えることによりまして、その再分配機能を回復したいということが現下の課題であるという認識に立っております。ただいまから、具体的に論点を提起いたします。

1点目、所得再分配機能の回復や「控除から手当へ」の考え方に沿いまして、22年度改正におきまして、子ども手当の議論に関連いたしまして、扶養控除を廃止することを考えたいと思えますけれども、いかがでしょうか。これが1点目でございます。

2点目、配偶者控除につきましては、マニフェストの議論の中にも勿論ありましたが、改めて控除から手当へという議論に立ったときに、子ども手当でありますので、果たして子どものない女性から子どもがいる女性へ、言わば原資が移転するという議論に陥るおそれが極めて高いこの配偶者控除の見直しについて、どういう扱いをしていけばいいのかという議論があります。これが2点目の課題の提起であります。

3点目、高校の実質無償化の考え方とも関連いたしますが、過日特定扶養控除の圧縮について、少し議論を提起いたしました。高校の授業料の無償化につきましては、現在、歳出の方はあるいはさまざまな内閣府内の場面で議論をいたしておりますけれども、高校の1年生から3年まで、16歳～18歳に限定しての特定扶養控除の在り方を少し議論してはいかがかという課題の提起であります。

その前提になるのは、いわゆる制限を設けない高校の無償化というものをした場合ということにおそくなるんだろうと思います。

4点目、所得の再分配機能を回復させる意味で、給与所得控除の上限設定の在り方についていかな議論があろうか。各種の所得控除の税額控除化、あるいは税率構造の見直し等について議論をどのようにしていくかということでございます。

特に給与所得控除の見直しにつきましては、実はマニフェストにも記載してございますけれども、いわゆる特定支出控除という議論がございます。現在でも自己研鑽で、例えばサラリーマンの方が退社時にどこかの研修を受けた、その場合の受講料は、実は特定支出控除できるんですけれども、給与所得控除を上回る実額があった場合に、初めてそれが適用できるということで、実は昨年ベースで全国でこれの適用を受けている人は一桁しかございません。極めて不便な制度になっているということがございます。したがって、給与所得控除の議論と合わせて、そういった議論も内在しているということも合わせて提起をさせていただきました。

いずれにしろ給与所得控除は、もとよりいわゆる10・5・3始め、所得の捕捉率が給与所得者については非常に公平であるという議論の中から、本来であれば、おそらく理想は実額控除ということになるんでしょうけれども、概算での費用控除という概念を導入している面を初め、さまざまな給与所得控除を入れた背景がございますので、そのことも含めて恐らく議論の対象になると思っております。

○峰崎財務副大臣

それでは、小川政務官、お願いします。

○小川総務大臣政務官

地方税に関して補足をさせていただきます。所得税との関連で、とにかく対比を鮮明にさせていただきたいのは、国家内で所得の再分配をしている所得税に対して、住民税はその地域内の会費という性格が強うございます。それは2つのことに表れておりまして、1つは税率が一定、一律10%ということ、それから、各種控除が確かにございますが、すべて金額は低く設定をされておりまして、できるだけ多くの方から地

域の会費を払っていただいているということでございます。

そこで論点をもう絞りたいと思いますが、ずばり扶養控除を所得税が廃止した場合に、住民税の対応をどうするか。配偶者控除の議論を住民税の対応としてどうするか、そこで前提にさせていただきたいのは、今、申し上げた税の体系あるいは確定申告の際の実務、所得税の申告資料を基に住民税は各自治体が課税しております。この2つの観点、更に税調が始まった冒頭に申し上げましたが、総選挙が始まる直前、7月の下旬かと思いますが、ホームページ上で、所得税に関しては配偶者控除、扶養控除を廃止をし、住民税については両者存続するというのを我が党がホームページ上とはいえずうたったこととの関連、これらを複合的に整理をした上で結論をお出しいただきたいと思っております。

以上です。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。長浜大臣のところまで今日資料を用意しておりますが、御提言があるやに聞いておりますが、違いますか。

○長浜厚生労働副大臣

資料というか、以前質問をいただいたところの、家族手当は諸外国でどうなっているのかということで、企業内家族手当及び諸外国の児童手当制度という資料を入れさせていただいております。短く説明をするようにということでございますので、企業が支給する家族手当の現状について書かせていただいております。

家族手当を支給する企業の割合は、大体80%ぐらいで、事業規模で見ても、大企業・中小企業で見ても8割前後と大きな違いはないかなと思います。平均支給額は、扶養手当などを含めた合計でのデータであります。1万8,515円ぐらいです。しかし、この支給額に関しては、大企業と中小企業との間での格差がみられるということです。家族手当を支給する企業割合はここ数年減少傾向ということでございます。

それから、諸外国との比較であります。アメリカを除いて主要国にも、いわゆる児童手当的な制度は存在をしております。各国の支給対象は、16歳から20歳未満ぐらいまでという状況でございます。なお、各国とも所得制限は存在しないということでございます。

給付水準も、ごらんいただければわかりますとおり、私どもは2万6,000円という数字を出しておりますが、大体同程度かと思っております。

財源については、フランスの独特なシステムを除いて、すべて公費負担ということになっております。

簡単に申し上げますと以上でございます。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。実は、資産課税も併せてやろうと思ったんですが、この個人所得税のところは割と重要なところなんで分離して議論したいと思っております。どな

たからでも結構でございます。御意見、御質問その他をお願いいたします。

社民党の阿部さん、どうぞ。

○阿部社会民主党政策審議会長

先だって神野先生がお越しのときにも、私から質問いたしました。そもそも我が国の所得税において基礎控除の額をどう考えるか。これは神野先生のお答えは、他の年金等々の社会保障も含めた収入の在り方等々とも関係するということでありましたが、改めてまたここで扶養控除や配偶者控除の論理に入る前にそこを仕切っておいていただきたいのが1点です。

もう一点目は、これは我が党も子ども手当は提案いたしました。額において民主党の皆さんの2.6万円とはかなり差がございます。我が党は1万円ということで提案をいたしております。皆さんのお手元の、今日長浜先生が御提起いただきました諸外国の児童手当制度の比較を拝見いたしましても、これは大体グレード分けして、第4子、第5子になるほど多いわけですが、民主党の御提示の2.6万円というのは、この中でもわけても高く、更に根拠はどこに求められているのか、我が党の場合は1万円より順次上げていくということではありますが、年間子どもに対して、保育園代とか等々は別に、子どもに関わる費用というのは年間20万円くらいと想定いたしまして、当座1万円からもうちょっと上げていく。でも、最高でも1.3～1.4ぐらい、今の民主党のお考えの半額になるわけです。

そうすると、この論議の中で、勿論今だけではなくて、将来のこともありますので、民主党の根拠となさる額についてお教えいただきたいというのが2点目です。

なお、もう少し細かな質問ですが、扶養控除を廃止することが考えられるというのは、これは一般扶養控除ではなくて、15歳までの子どもさんの扶養控除のことについて言われているのか、これは質問であります。

○峰崎財務副大臣

3点出ていますので、答えられるところまず答えてください。

○古本財務大臣政務官

扶養控除の範囲ですけれども、想定いたしておりますのは、いわゆる、15歳までの年少扶養控除と、併せて23歳から69歳までのいわゆる成年扶養控除も視野に入れております。ただし、成年扶養控除につきましては、大変な御議論があることは十分承知しております。例えば障害等のために自立して就労ができない、生計、家計を独立できないお子さんを持っておられる親御さんも随分いらっしゃいます。

おそらくこの成年扶養控除を議論する際には、障害者の皆様などについては、恐らく現行の水準の控除を存続させてはどうかと基本的には考えております。

○峰崎財務副大臣

2点目の、子ども手当の2万6,000円の額の根拠というのは、どなたか説明できますか。



どうぞ。

○長浜厚生労働副大臣

今日は子ども手当の内部に入るとは思いませんでしたので、内閣府の統計とか我が省の統計とか、かなり複雑ですけれども、計算式に基づいて出した表がありますので、これは後ほどお持ちさせていただきます。

○峰崎財務副大臣

それでは、1点目の基礎控除の問題についてですが、後で主税局にも補足していただきたいんですが、この基礎控除はそもそも生活保護の基準と大体ラップしていたというふうにかつては記憶しております。それが今日大分乖離していて、基礎控除は余り上げてこなかったというのがこれまでの歴史ではないか。そういう点では、阿部さんの出された基礎控除の充実というのが、これは所得控除にするか税額控除にするかは別にして、ややこの間を遅れてきたのではないかというふうに私は判断をしております。

どうでしょうか。もし補足していただければ。

○古谷財務省主税局長

基礎控除は、今、納税者1人38万円と国税ではなっております。今、副大臣の方からお話がありました、生活保護との比較につきましては、生活保護の給付自体が非課税でございます。昔は生活保護水準ぐらまでの最低生活費のバスケットまでは課税しない方がいいという議論が確かにございました。そういうことも含めまして、基礎控除と扶養控除それから給与所得控除を組み合わせた課税最低限のレベルで比較をしておりました。基礎控除はそういった比較の一構成要素として38万円ということでございます。

38万円というのは、一方で、余り少ない所得の方に納税の負担をおかけするのはいかぬという少額不追及的な考え方もございまして、納税や徴税の事務との関係でも、この38万という数字がございすけれども、38万自体が何か生活費との関係で設定されているということではございませんで、最低生活費という意味では課税最低限全体が議論になっておったということではないかと思えます。

○峰崎財務副大臣

副大臣、どうぞ。

○中川文部科学副大臣

マニフェストと、それに関わる工程表との関係をちょっと説明しないといけないと思うんですが、私の理解では、子ども手当に連動する配偶者控除や扶養控除を廃止していくというのは、23年度、ということは、2万6,000円をフルで持って行くときに、これを財源にしていくというタイムスケジュールで1つは理解していたということなんです。そういう配慮の中で、議論をしていたということです。それが前倒したというのは、それなりの理由があるんでしょうけれども、そういうことと、それから、特

定扶養控除についてはマニフェストの中では触れてなかったんです。それをあえてここへ持ってきたということについて、我々は、選挙のときにそういうふうに説明しているものですから、これは、小さい子ども以上に、高校生あるいはそれ以上、大学まで行くともっとお金がかかりますよということに対しても、ここはなくならなかったという経緯があると思います。それをあえてここに持ってきたということです。そういうことを整理しないと、すんなりとはいかないと思うんです。ここで決めたから、そうだという話にはいかないと思います。その辺の議論はなされたかどうかということで、その辺がマニフェストその関係で整理ができて、その上でここというんだったら議論の対象にしてもいいと思うんですけれども、それがなしにここに出てきたということは、少し問題があるのではないかと思います。

○峰崎財務副大臣

副大臣、どうぞ。

○渡辺総務副大臣

今、特定扶養控除の点について、税調の中でつい最近出てきた話でございますが、税調内部では一度も議論しておりません。今日出てきた話が初めてです。

これは、正直やるのであれば、私自身は高校も無償化の制度がもうやるということと、ある意味でセットして議論するならいいんですけれども、それすらまだわからない中で、私も特定扶養控除まで踏み込むのは勇み足だろうと思いますし、もしやるのであれば私は参議院選挙のマニフェストで書いて、それをちゃんと国民に言ってからやらないと、言葉は悪いですが、少しだまし討ち的なやり方になってしまうと思います。

これから議論をやる上で必要な文部科学副大臣にお願いしたいのは、高校無償化に当たって、どれぐらいの所得の中に、例えば高校生の子どもにかかる費用は、公立学校の場合は幾らとか、私立学校の場合は幾らとか、あるいは大学生を持った場合は幾らとか、そういうデータも是非これから協力を求めたいと思います。

○峰崎財務副大臣

ちょっとお断りしておきますが、まだ決めているわけではなくて、こういう問題提起、こういう高校無償化をすれば、ここはもう少し手を付けなければいけないのではないかという議論になっていますので、それはマニフェストに書いていないのではないとか、いろいろな議論があると思いますので、そこはそこで意見としてどんどん出していただければと思います。

○中川文部科学副大臣

私が心配するのは、前にも新聞記事になったように、ここにテーマとして出てくると、それが国民の中に違った形で伝えられるんです。そのところ心配するのでちゃんと整理した形でみんなに提起をしていただきたいと思います。

○峰崎財務副大臣

古本政務官、どうぞ。

○古本財務大臣政務官

中川副大臣の御提案、御指摘のところは、よく理解をします。今日こういう提供している背景にありますのは、控除から手当という概念は、言わばスローガンと言ってもいいと思うんですけれども、哲学は多分共有できると思います。問題は、高校の授業料は平均すると12万円弱ということになると思うんですけれども、このことをなんと捉えるかということと合わせてやらせていただきたいと思います。その支給の仕方ですね。

なお、文科省の中で、これを扱っていくのかどうかも含めて政府全体で今、御議論があると思うんです。ですから、議論を並行して進めさせていただきたいということなんです。最終的に一種の手当のように、ある御家庭に配るという形を取っていくという経緯を今後経ていったならば、まだ固まっていないという前提に立っていますけれども、そのときには、これは一種の控除から手当へということとして、もしとらまえることができるならば、可能性がたとえ1ミリでもあるならば、そのときに果たして、いわゆる低所得層の、授業料が大変困窮されている方のみならず、高校まで授業料を全体で国家として支えましょうという哲学があると思うんですけれども、その場合に、一定の所得階層の方々が果たして、この高校の授業料の無償化ということまで含めて、果たして時代の要請なんだろうかという議論に、これは私は回避できない局面がおそらく来るかもしれない。そのときに、ある低所得階層の方々については、この特定扶養控除は実は平成元年に45万円で創設されています。その後、累次にわたって拡充をしてきています。あのころはベースアップも続きました。大変賃金も上昇していた時代です。そういう中で、今、最終的に63万円まで拡充しているんです。ですから、当然、何もゼロにしましょうという突飛な議論をしているつもりはなくて、若干の圧縮という可能性もあってもいいのではなかろうかということをあえて提起します。

その際に、恐らく想定されるような所得階層、いわゆる中堅あるいは低所得層の方についてはほとんど小さな影響、あるいは影響のない範囲で、いわゆる高所得層の方には結果として、この控除の圧縮に伴う負担増は求めていくという選択肢は本当に1ミリたりともないのだろうか。そういう思いから少し提案するというところでございます。

○峰崎財務副大臣

どうぞ。

○中川文部科学副大臣

中身はいろいろ議論はできると思うんですけれども、ここに出してきたということは、それに伴う政治判断が事前にあったのかどうかということなんです。ですから、さっきの2つ、配偶者控除と扶養控除もそうですが、これはマニフェストでそのこと

を違った形でうたっているわけですから、それを逆にここでテーマにするというのは、マニフェストをやはり変えていってもいい。そこの部分は柔軟的に考えようということで、政治的な判断を先にしなければいけないんだと思うんです。そのプロセスが要るんだと思うんです。

○峰崎財務副大臣

阿部さん、少し待ってください。

小川さん、何かありますか。

○小川総務大臣政務官

中川副大臣、マニフェストで特定扶養控除については触れていないとおっしゃいましたが、マニフェストではっきり「存続させる」と書いていますので、事実の確認だけさせていただきます。

○峰崎財務副大臣

阿部さん、関連しますか。

それでは、どうぞ。

○阿部社会民主党政政策審議会長

特定扶養控除ではなくて、先ほど私が3点目に伺った扶養控除の廃止ということが一般扶養控除に及ぶ場合は、さまざまな家族形態があって、例えば御兄弟で、障害とは言えないまでも虚弱という方との同居とか、実は広範な実態があります。ここでほんと扶養控除を廃止すると出されると、中川先生がおっしゃるような、余りに余波が政治的に大きいだらうと思いますので、よくよく検討していただいて、15歳以下の者であればまだ論理立ては多少なりとも工夫の余地がありますけれども、本当に現在、これを御利用の方の実態を把握してからでないで、廃止ということで論議があったということも受け止め方はさまざまになってしまうと思います。

○峰崎財務副大臣

阿部さん、先ほど古本政務官からそれを答えておりますので、15歳までの扶養の方で理解をしてくださいということでございます。その後の23歳から69歳までの扱いは別途考えます。

その前にマニフェストの関連なんですけど、この間、こういう子ども手当の関係や所得税の改革のとき、前に議論いたしましたね。そうすると、マニフェストをつくったときに考えられなかった問題が出てくる。例えば、地方税における扱いはどうしたらいいんだろうかというのは、ほとんどマニフェストのところでは地方は何もしないということだったんですけども、果たしてそれがテクニカルに課税最低限がそうになっていくことについていいのか。そういう議論などもやはり出始めていますので、そこはマニフェストの原則や考え方は我々もしっかりと踏まえながら、そこのところはある程度、私たちは問題を提起してみて、そして、いろいろ考え得るいいシステムに変えていくというのは、多少は私はある程度いいのかなと思ったりしているんですが、

全く違うことをやるということではまずいんですけれども、そのこのところはやや、その事前の調整があるかと言われると、今のところ、前回のやりとりをしたことぐらいしか出ておりませんので、おっしゃられるように、これから問題提起をするときに、これは事前にやりますというのは、やはり前回のやりとりがベースになっていることは間違いないと思います。

とりあえず、報告だけしておきます。

それでは、長浜副大臣、どうぞ。

○長浜厚生労働副大臣

財務大臣も総務大臣もいらっしゃいますので、せっかくでございますから。

前回の税調のときも申し上げましたように、控除をこうやって議論させていただくというのは大変ありがたいことで、廃止とか縮小とかそういう問題の前提として、介護、医療、福祉の保険料とか保育料などに、さまざまな制度に負担を増加させるという現実的な影響が生じてまいります。例えば健康保険、介護保険の保険料は地方税の分野でありますし、保育料も保育料の算定基準を基に各自治体において市町村民税や前年の所得税の税額等によって保育料が設定されているという現実もあります。

それから、さっき阿部さんもおっしゃられましたように、例えば小児の慢性特定疾患研究事業に係る医療費などもそうでありますし、難病治療研究事業に係る医療費も、市町村民税や地方税や前年の所得をベースにしながら算定されていますので、これは非課税だったものが課税の対象にもなってまいりますので、各自治体においても基準の再査定という問題が生じてくると思います。

○峰崎財務副大臣

というように、大変複雑といたしますか、前回課税最低限を下げたときも、老年者控除とか、あるいは公的年金控除を下げたときも地方税まで影響してくるということで、しかもそれが保険料まで影響してくるということですので、やはり、それよりも全部しっかり見ながらやっていかなければいかぬと思います。

主税局長、平成 23 年度適用の関係を今年やっておかないとどうなるかということをお少し説明していただけますか。

○古谷財務省主税局長

先ほど中川副大臣からお話がありました、子ども手当が満額化するのが平成 23 年度と、それに併せて扶養控除、配偶者控除を 23 年度にやめるということを実現いたしますためには、扶養控除の廃止というものはどうしても増税になりますので、所得税の場合には 1 月 1 日から 12 月 31 日までの暦年課税でございます。

したがって、23 年度の税収にするためには、23 年 1 月から始まる暦年で扶養控除がなくならなければいけない。そうなりますと遡及できないものですから、今度の通常国会に向けて御議論をいただいて改正をしていただく必要があろうかと考えております。

○峰崎財務副大臣

どうぞ。

○中川文部科学副大臣

私が言っているのはテクニカルな話ではないんです。これは政治なんです。国民に対して説明をする手順を言っているんです。ここの部分は、これまでそういうふうに私たちは説明してきたわけなんです。

ですから、テクニカルに、しゃくし定規に来年やらなければいけないという話でなくても、実質にやるのはその後になってもいいというようなことも含めてひとつ議論をしないと、この話はだめですねということです。

○峰崎財務副大臣

今、おっしゃっていることは非常によくわかります。今、税の何月から遡及されるかという点でのさかのぼりのテクニカルな話でございますので、それは頭の中に入れておいていただきたいと思います。

そのほか、所得税のところについて、まだいろいろあるかと思いますが、これは大切なので。

それでは、社民党の阿部知子さん、どうぞ。

○阿部社会民主党政策審議会長

たびたび1人で発言して済みません。

やはり、この最高税率の問題もせんだって総務省と財務省の合同会議の中でも御指摘がありましたし、それに前政権においても余りに最高税率がフラット化してきていますので、これは税収がどのくらい増えるかは別として、公平性の観点とか、負担能力のある方にもう少し負担していただく。それが海外に逃げるといふような言い方もありますが、これは限度問題ですから、もう少し累進度は御検討いただきたいというのが社民党の提案であります。

○峰崎財務副大臣

この意見についてはどうですか。

どうぞ。

○大塚内閣府副大臣

質問なんですが、この一番下の。

○峰崎財務副大臣

今の件ではなくてですか。

○大塚内閣府副大臣

別の件ですから、後にしましょう。

○峰崎財務副大臣

今の件で何か御意見はございますか。

○山田農林水産副大臣

私もそう思います。

○峰崎財務副大臣

前回もお答えしたんですが、再度答えることになりましたが、高額所得者のいわゆる状況を見たときに、その配当課税とキャピタルゲイン課税が10%課税のままだと、永遠にこの問題は解決がつかないと私は思います。ですから、それを例えば10%とか20%の原則に戻すのを早めるとか、そういう形になってくるとまた少し変わってくるんですけども、あるいは総合課税にするとか、そうしないと、いわゆる給与所得者の所得の上限というものはほぼ2,000万円か2,500万円ぐらいでピークを打ってしまっているんです。

ですから、その点は数字、データをまたお見せしたいと思いますので、その点の議論はやや民主党では所得控除から税額控除へ、手当へ、それで課税ベースが下がりますから、そうしますと課税ベースが下がったところのいわゆる税率が高い税率に差し加かっていくという形で実は所得再配分機能をまず高め、更にそれを給付付き税額控除という形に、手当にする。そのことによって、課税をしていない方々にもいわゆる給付をもらって、これで再配分していこうではないかという、税率だけではなくて、ある意味では給付と連なった、社会保障給付と絡んで、実はこれを進めていこうというふうに私たちは考えてきていましたので、少し考え方が、そこのところがなかなか難しいのかもしれないと思っています。

国民新党さん、どうぞ。

○下地国民新党政務調査会長

阿部さんも私も言っているのは、この補助金とかそういうようなものに所得制限を設けなくて子ども手当などでもやろうとしているわけですね。だから、その子ども手当などでも所得制限を設けなくてやるのだったら、高額所得者の税率を上げてもいいのではないかというのが私どもの考え方なんです。

ですから、その財源がどこまであるかどうかというよりも、やはり裕福な人たちにも今のような手当をやっけていこうと言っているのだったら、その分を上げた方が公平性があるのではないかということをお私たちは言っているということです。

○峰崎財務副大臣

どうぞ。

○大塚内閣府副大臣

今の下地さんの御発言で接点ができたんですが、最後の○のところ。「さらに、所得再分配機能の回復等の観点から」。この文章の意味ですけども、我々は控除から給付へという大原則を掲げて選挙をやったわけでありまして、そうすると、私も今の御意見に近いんですが、それを前提に、ここに書いてある最後の文章の「所得再分配機能の回復等の観点から」というこの2行のくだりはどちら向きのことを言っているのかがわからないんです。

つまり、控除から給付へということを進めるという前提で書いている文章なのか。そうではなくて、控除に所得再分配機能をもう少し復元させるということなのか。そうであるとすると、どういう制度設計になるんだらうかがわからないということです。

○峰崎財務副大臣

どうぞ。

○古本財務大臣政務官

大塚副大臣の御理解の方が正しいです。旧来の民主党が主張しています、いわゆる控除から、低所得層には安定の及ばない控除から、むしろ実額での給付へ、手当へという概念の中での所得再分配を目指した。そういうことを表現しております。少しわかりづらくて申し訳ありません。

○峰崎財務副大臣

下地さんにお答えしますが、実はこれはまだ引き続いてやっていいと思うんです。

それで、いわゆる高額所得者に子ども手当のいわゆる所得制限をかけるかどうかという議論がありますね。これは一つの有力な議論なので、これもまた継続しても構わないんですが、この所得控除がなくなります。そうすると、所得控除が一番なくなることの影響が高いのは、最高税率が4割の高額所得者です。ここは限界税率がきいてまいりますから、そうすると、2万6,000円の場合は年額32万円です。32万円の4割が、実は所得控除が廃止されて手当になることによって、その所得控除分が減ってまいります。減額になります。ただ、32万円ではありません。ただ、32万円がもろもろもらえる方々は所得控除がなくなりますから、今まで所得控除の対象外の低給与所得者しか32万円は行かない。

5%、10%、20%、23%、40%と段階がありますね。その方々は、それに応じて給与所得は、実は所得控除分の限界控除分が減っていく。実は所得控除というものはそういう構造になっていますので、ですから、そういう意味ではある程度の回復ができるということになります。それでも、なおかつ、所得制限を設けた方がいいというのはあり得る話だろうと思いますが、これはまた、それは更に絞った方がいいということなんですけれども、もともと子ども手当というものは何にしようとしているかといいますと、子どもが育つことに対して子どもに与えるんだということで、ユニバーサルに物事を考えていったというのが子ども手当を考えたときの原点だったのではないのでしょうか。

古川さん、そこら辺、最初の発案者ですけれども、もし意見をいただければと思います。

あるいは大臣とか、よろしいですか。

○藤井財務大臣

結構です。

○峰崎財務副大臣



どうぞ。

○古川内閣府副大臣

発案者は小宮山さんだと思いますけれども、そこはまさに考え方が、子どもの扶養の義務は、今までの考え方は一義的には親であって、それが親がなかなか難しいところは社会がサポートするという視点から、親と同じ扶養義務を社会全体で負う。ですから、そういう意味では親に対する給付というのではなくて子どもに対する給付であります。ただ、それを便宜的に、要は扶養している親に給付をするという発想であったという認識をしております。

○峰崎財務副大臣

もし、引き続きあれば、どうぞ。

○阿部社会民主党政策審議会長

今は給与所得の控除のお話でしたが、先ほど峰崎さんがおっしゃったように、その方の収入というものは総合課税方式に直して、そして、さまざまな金融取引等々で生まれるものも考えなければいけないので、私は余り部分的にさわるよりも、やはり原則として所得の多い方には応分の負担をしていただくということが見える形にしないと、やはり税制はひずんでくるという原点に立ちます。

そこはさっき、峰崎先生もおっしゃってくださっていましたが、今、給与所得の方にぐっとお話が行かれていますので、そういうことも一部あるでしょうが、例えば5,000万円、1億円という高額の方は、給与所得でそこまで行くという方はそうそうおられませんので、全体で考えていただければと思います。

○峰崎財務副大臣

どうぞ。

○古本財務大臣政務官

1点、せっかく資料を用意いたしましたので、21ページをごらんいただきたいと思っております。

「所得税における課税所得階級別の納税者数等」なんですけれども、実は今、いわゆる低所得層というんでしょうか、それから、中くらい、そして、高所得層という概念で少し分けますと、課税所得でちょうど900万円以上の年収がある方が、今、全体で2.1%いらっしゃいます。この2.1%の方々に、全体の我が国の所得税の4割を納めていただいています。約5兆円です。

それから、2%で約5兆円、約4割を納めていただいているという事実も他方でもございますので、一方で課税所得ベースで330万円以下の方については、いわゆる全体の納税者数に占める8割の方です。この8割の方で約2割を納めていただいています。

それで、真ん中の330万円から900万円までの課税所得の方が約17%いらっしゃいますけれども、この方々に約38%、約4兆6,000億円を納めていただいている。

こういう数字がございます。

○峰崎財務副大臣

国民新党さんと社民党さんの御意見は承りましたので、民主党の考え方は先ほど来、所得控除から税額控除、税額控除から手当ということで所得再配分機能を高めようというふうにしていますので、その議論は一度、また私どもと調整をさせて議論させていただきたいと思っておりますので、その点は引き続き議論したいと思えます。

今日は時間の関係が、19時までと思っておりますので、たくさんの方を今日はやろうと思いましたが、これはこれで大変重要なので、決して途中ではしらないで、これはこれで議論をきちっとしておこうと思っておりますので、引き続き、もし所得課税のところでは何かございましたらお受けいたします。

それでは、もしなければ、次に資産課税のところがお二人の方であるんですが、どうでしょうか。あと10分間ぐらい延長させていただいてよろしゅうございますか。多分、提案だけで19時ぐらいになってしまいますので、その後、10分間ぐらい質疑をするということで、両大臣もおそらく相当お疲れのところなので、といいますか、疲れているのは我々もそうですけれども、次の日程が入っておられたということなので、19時ぐらいに抜けられるということなので、ここは、もし両大臣、日程がございましたら。

そうしたら、とりあえず、よろしゅうございますか。19時10分ぐらいまで議論するというので、それでは、19時ぐらいまでに提案をお願いしたいと思えます。

○古本財務大臣政務官

それでは、お許しをいただきまして、夜なべで申し訳ございません。

資産課税のA4判の横紙をごらんいただきたいと思えます。論点は大きく3つございます。

1つは、バブル期の地価の急騰に伴いまして、累次にわたりまして基礎控除の水準を引き上げてまいりました。他方、先般の当税調でも御紹介いたしましたとおり、近年の地価の下落が歯どめがききません。そういった中で基礎控除の水準を広げてきたこととの乖離が、今、生じている。このことが結果として、資産課税のいわゆる財源調達能力が非常に落ちているという問題意識が1点目でございます。

2点目は税率構造でございますけれども、これは昭和63年以降累次にわたりまして、最高税率の引下げを含む、いわゆる累進構造の緩和が行われてまいりました。これは所得税と比例しながらやった経緯がございます。格差が固定化しない社会を構築するという観点から、資産課税の在り方を一度考えてみたいということでございます。

3点目が相続税の補完税という性格を踏まえすと、併せて、この贈与税というものをどういうふうに議論すべきかということも論点として提起をさせていただきたいと思えます。

資料でお配りをしているところで、1ページをごらんいただきますと、ピークの平成5年のときでございますけれども、このときは約3兆円の資産課税の税収がござい

ましたが、現在は非常に先細っております。1兆5,000億円まで、約半分に落ちているという現状がございます。

併せて3ページ、家計資産残高というチャートを用意してみました。ちょうど累次にわたる控除を拡大してきたときには、いわゆる実物資産といいますか、固定資産での相続財産のシェアが大きかったんですが、現在は金融資産にシフトしてございます。こういう中で、果たして地価の高騰対策として専ら導入した控除の拡大ということが、今日的にその使命が果たして適切かどうか。こういった議論でございます。

以上です。

○峰崎財務副大臣

それでは、小川政務官、よろしく申し上げます。

○小川総務大臣政務官

特にごさいません。

○峰崎財務副大臣

今、説明がありました資産課税、特に相続税、贈与税のところでございますが、御意見その他があれば出していただければと思います。

○増子経済産業副大臣

やはりやりますか。

結構です。どうぞ。

○峰崎財務副大臣

少し疲れてきましたか。

○増子経済産業副大臣

またやるんでしょうからね。

○峰崎財務副大臣

社民党さん、相続税のところは非常に累進度があるところでございますが、所得再配分機能という点では非常に大きなウェイトがかかるところなんです、この点で相続税とか贈与税については何かございますか。

○阿部社会民主政策審議会長

特にありません。

○峰崎財務副大臣

階さん、どうぞ。

○階総務大臣政務官

やはり、土地の値段が上がるのに併せて控除を増やしてきた。それで、税負担を減らしてきたというのは、それはそれで合理性があったと思うんですが、であるとすれば、逆に今、土地の値段が、多分バブル前の昭和63年ぐらいの水準まで落ちてきていますから、それに併せて税率とか控除額も見直していくというのが本来のあるべき姿だと思うんですが、なぜかあまり、この部分については今まで議論されてこなかった

方が私は不自然だと感じております。

○峰崎財務副大臣

そういう感想を持つんですが、かつては最高税率が70%だったものが、50%に下げたのが2003年でしたでしょうか。そういう形で、なかなか非常に高い税率だという意識が非常に高いんですが、実際上は、今、古本政務官からあったように、非常に課税ベースが狭くなってしまっているという状況なので、この点についての議論はまた引き続き行いたいと思います。

どうぞ。

○古本財務大臣政務官

せっかくですので、今、階政務官からあったところでいきますと、資料の5ページに出てございます。地価公示を少し載せておきました。

昭和58年を100と置いた場合、58年を100と置くことがいかどうかは議論があるかもしれませんが、このとき、ピークが平成3年、バブルが336です。これは指数概念です。それが現在は、三大圏商業地ですと78まで落ちているという事実がございます。

○峰崎財務副大臣

ちょうど19時になりましたので、どうでしょうか。法人税以下は次回以降に送らせて、これも非常に重要な問題で、特に法人税は次回に、大変重要な問題だと思っておりますので。

○増子経済産業副大臣

ささっとやられると困りますから、次回にね。

○峰崎財務副大臣

少し1日余裕を持っておきましたので、後で日程は、また相談をさせていただきたいと思っております。

それでは、本日のところは終わりたいと思っておりますが、明日は11月18日のやはり午後5時半からということで、本日と同じ場所で開催したいと考えております。

次回は、平成22年度税制改正の主要事項の第2回目として、まず今日実現できなかった法人課税、国際課税、市民公益税制から入るか、もともと予定していたところから入るか。事務方の問題もあると思っておりますので、これは今日の取り残しから入っているのですか。どうですか。よろしいですか。

○古谷財務省主税局長

はい。

○峰崎財務副大臣

それでは、法人税から入りますので、少しずれていくと思っておりますが、大変重要なポイントなので、しっかり議論していきたいと思っております。

本日の会議は以上で終わります。大変ありがとうございました。

なお、傍聴されている記者の皆さんに申し上げますが、記者会見は間もなく、この場所で行います。会見に参加されない方は速やかに退室願いたいと思います。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。